資料２－４
平成 29 年度第１回岩手県
周産期医療協議会（H29.11.27）

災害時小児周産期リエゾンについて

１　現状

（１）災害時小児周産期リエゾンについて

災害時において小児・周産期医療体制の支援及び搬送等に必要な知識及び技能等を有し、災害対策本部等にて小児・周産期医療に関する情報を集約し、適切な判断を行う「災害時小児周産期リエゾン」の養成が平成 28 年度より国の研修事業として開始された。

（２）本県における研修受講状況

平成 28 年度は岩手医科大学付属病院の産科医師・小児科医師が１名ずつ研修に参加。今年度においても国から受講者推薦の案内があり、現在岩手医科大学付属病院へ受講者の推薦を依頼している状況である。

当面は総合周産期母子医療センターである岩手医科大学附属病院の周産期医療担当医師等を中心として国の研修会を受講し、本県の災害時小児周産期リエゾンを養成していくこととしたい。

なお、**今年度より研修受講対象者に周産期関係医師のほか助産師や看護師も含まれるようになったもの。**

（３）医療計画上におけるリエゾンの位置付け

平成 30 年度からの新たな保健医療計画では、災害時のコーディネート体制の強化のため災害時小児周産期リエゾンの養成に取り組む旨記載するもの。

２　本県における体制の検討について

今後、本県における災害時小児周産期リエゾンの体制について、**以下を基本として検討を進めることとしたい。**

（１）活動時における身分保障のため、災害医療コーディネーターと同様に **県からの委嘱とする。**

（２）活動場所は災害医療コーディネーターと同じく県及び市町村の災害対策本部等を想定する。

（３）活動に要する経費は県で弁償する。

（平成 28 年度の国の研修会では、災害医療コーディネーターと同様に災害救助法が適用された場合は、救助法による費用弁償を想定しているとの説明あり）

（４）平時から訓練や研修への参加を通じて、ＤＭＡＴやコーディネーター等と顔の見える関係の構築、災害時におけるリエゾンの役割についての周知に努める。

上記のポイントを踏まえ、**現行の災害医療コーディネーターの要綱・要領に準じて**設置要綱・活動要領の作成を進めることとする。

（参考）

「周産期医療のあり方に関する検討会　意見のとりまとめ（平成 28 年 12 月、厚生労働省）」抜粋

1　現状と課題

＜東日本大震災津波時（H23.3）における課題＞

○ 情報伝達網の遮断や、小児・周産期医療に精通した医療従事者の不足

→新生児や妊産婦の搬送体制の事前準備が不十分であった。

○ 地域における周産期医療に関する情報が周産期に携わる医療従事者間のみでしか情報共有されていなかった。

→災害医療体制下において有効に活用されなかった。

＜熊本地震（H28.4）での状況＞

○ 近隣県との情報交換が活発であり「顔の見える関係」であった。

○ 新生児等の広域搬送の際に医療従事者同士の連携が図られていた。

○ ヘリコプターを用いた新生児搬送の訓練を実施していた。

○ 熊本地震では初めて県の災害対策本部内で、妊産婦や新生児の搬送についての情報収集、ミルクやおむつ等の物資供給、県内・近隣県の関係学会や学会との連携調整行う人材が活躍した。

2　必要と考えられる対応等

＜円滑な情報伝達と災害時小児周産期リエゾンの養成＞

○ 患者搬送や物資調達などに関する情報の伝達方法をあらかじめ都道府県及び近隣都道府県と調整し、定めておく必要がある。

○ 被災地域の医療ニーズ等の情報収集及び医療チーム（ＤＭＡＴやＪＭＡＴ等）との連携調整を行う災害医療コーディネーターのサポート役として、小児・周産期に関する情報収集、関係機関との調整等を担う「災害時小児周産期リエゾン」の養成を進めることが必要

＜災害に備えた体制の確保＞

○ 周産期母子医療センターを有する医療機関については、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

○ 災害時を想定して災害時小児周産期リエゾンと連携した訓練の実施

○ 基幹施設の耐震化など災害に備えた体制の確保

○ 地域においても、周産期母子医療センターなどを中心とし、一次医療機関の役割なども考慮した、地域全体の周産期医療にかかる災害時の対応計画の作成

＜イメージ図＞　※厚生労働省医政局地域医療計画課資料（地域医療計画策定研修資料より抜粋）

災害時小児周産期リエゾンの養成

災害時において、特に医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できる体制を構築する。
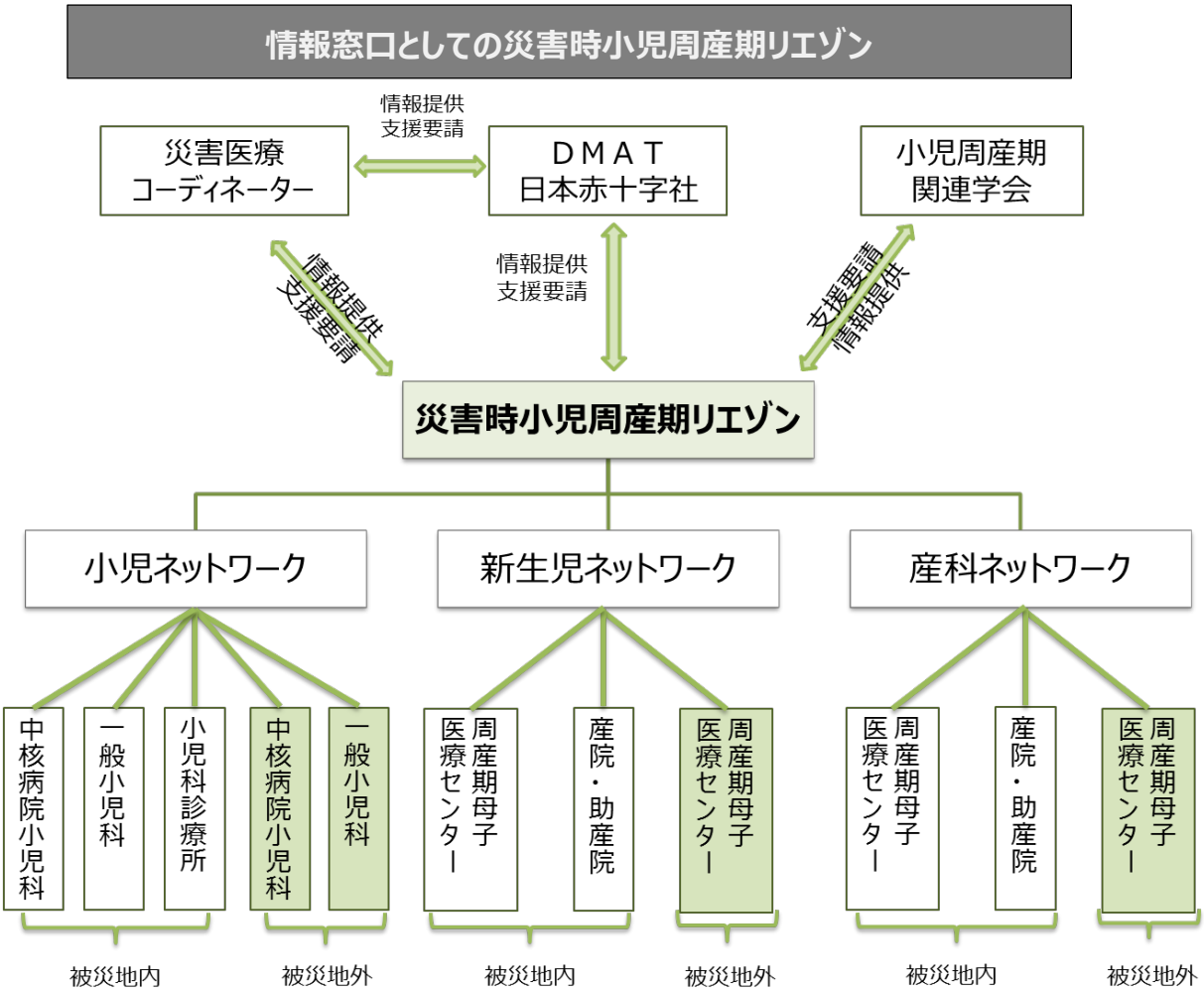
平成 28 年度より「災害時小児周産期リエゾン研修事業」を開始。すべての都道府県に「災害時小児周産期リエゾン」を設置する。